

# 板橋区中高生勉強会事業委託事業者募集要項

## 1 件名

板橋区中高生勉強会事業委託

## 2 プロポーザル方式実施の趣旨

板橋区では、区内在住または在学の中学生・高校生（相当年齢を含む）を対象とする「中高生勉強会」を区内6か所の会場で委託により実施しています。本事業は、無料で気軽に参加できる学習機会の提供に加え、キャリア支援、相談や交流の機会を求める中高生年代の居場所としての機能も重視しています。

本事業の対象は、多感な時期の子どもたちであり、支援にあたっては、学習面での援助に加え、個々に抱える課題への配慮や支援の工夫が必要となり、多様化するニーズに対するきめ細やかな現場対応が不可欠となります。

また、多様なニーズがある中でも、特定の層に偏ることなく、参加者すべてが学習しやすく、居心地のよい環境を享受できるよう運営していくことが課題となっています。そのため、参加する中高生の特性に応じた支援人材の配置や、学習支援と居場所機能の両立を図る運営の工夫・手法がこれまで以上に求められています。

本委託業務は、これらを踏まえ、年間を通じて安定した人材の確保、業務遂行能力に加え、参加者本位の柔軟性ある事業運営などを必要とすることから、民間事業者のもつ知識・経験、ノウハウを活用し、学習をとおした居場所として、参加する中高生年代の子どもたちの希望に添い、満足度の高い事業実施をめざして最適な事業者の選定を行うものです。

## 3 事業の概要

板橋区中高生勉強会は、区立施設を活用し、区内6か所の会場において、会場ごとに定めた曜日で、平日（5会場）は週1回、土曜日（1会場）は月2回を原則に実施し、年間をとおして中高生の学習支援と居場所の提供を行う事業です。

### ＜中高生勉強会「学び（あい）プレイス」＞

対 象	区内在住・在学の中学生及び高校生（高校生相当年齢の方を含む）
実施会場	区立施設6会場 (教育支援センター、中央図書館、大原生涯学習センター、成増生涯学習センター、高島平図書館、グリーンカレッジホールを予定)
実施回数	平日（5会場）：1会場40回程度、土曜日（1会場）：24回程度
日 時	【平日（5会場）】 曜日：火曜日から金曜日までのうち会場ごとに定めた曜日 時間：17時から20時までのうちの2時間 【土曜日（1会場）】 時間：13時から16時までのうちの2時間 ※各施設の利用状況や開館時間などを配慮し、区が定めます

定 員	各回20名程度 ※参加者は固定ではなく、各回ごとに自由参加
参加登録	参加希望者は、初めて参加する際、事業開催時に直接会場で所定の参加申込書を提出します。登録は会場ごとに行い、複数会場への登録・参加も可能です。登録の受付は、実施期間中隨時行います。
参 加 費	無料。※学習教材は参加者の持参を原則とし、教材費の徴収もありません。

#### 4 委託予定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※ ただし、契約は単年度ごとに締結し、当該年度の予算が議決され、かつ前年度の履行状況が良好な場合に限り契約の更新を行うことができる。

#### 5 契約上限額

令和8年度 13,685,760円（税込）

令和9年度 13,685,760円（税込）

令和10年度 13,685,760円（税込）

合 計 41,057,280円（税込）

#### 6 委託内容

別紙「板橋区中高生勉強会事業委託仕様書（案）」のとおり

#### 7 区が求める提案内容

7・8ページの「提案書記載項目」のとおり

#### 8 参加資格要件

次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 東京都板橋区競争入札参加資格（東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格取得者）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 参加者又はその役員等が以下の項目に該当しないこと。
  - ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。
  - イ 暴力団員等を雇用している。
  - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
- (5) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 提案金額が契約上限額の範囲内であること。また、内訳金額についても上限額の範囲内であること。

※参加者が契約締結までの間に上記の参加資格要件を満たさなくなった場合は、その

時点で参加資格を失うものとします。提案採用者となっていた場合は、提案採用を取り消します。

## 9 参加申込手続

頂番8の参加資格要件を満たし、本プロポーザル方式に参加を希望する場合は、下記に従い、必要書類を提出してください。

必要な書式は、板橋区ホームページよりダウンロードもしくは、提出先において配布します。

### 【提出書類・提出部数】

6ページ「提出書類一覧」のとおり

※「提案書」は、7・8ページの「提案書記載項目」に従い作成してください。

### 【提出期限及び提出方法】

提出期限：令和7年12月10日（水）17時まで（必着）。

提出方法：持参又は簡易書留等記録が残る方法で郵送してください。

提出先：「17 問い合わせ先（書類提出先、質問送付先）」を参照してください。

※窓口へ持参する場合、閉庁日の提出はできません。

### ＜注意事項等＞

○提案書の再提出及び記載内容の変更はできません。

○本プロポーザル方式参加に関する経費は、全額参加者の負担とします。

○参加申込書提出後、本プロポーザル方式への参加を辞退する場合は、速やかに、所定の「板橋区中高生勉強会事業委託プロポーザル方式参加辞退書」を提出してください。

## 10 選定方法及び審査項目・基準

板橋区は、板橋区中高生勉強会事業委託事業者選定委員会を設置し、審査基準に照らして、提案書等の提出された書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を審査し、当該業務に最適と認められる事業者を選定します。

### （1）1次審査（書類審査）

#### ① 選定方法

提出された書類を基に、参加資格要件を満たしているかを審査します。参加者が6者以上の場合は、審査基準に基づいて審査し、5者を選定します。

1次審査の結果は、令和7年12月15日（月）までに全参加者に通知します。

1次審査通過者に対しては、2次審査の日程等についても併せて通知します。

#### ② 審査項目及び基準

9・10ページ「1次審査表」のとおり。

### （2）2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）

#### ① 選定方法

1次審査通過者を対象とし、提案書をもとにプレゼンテーション及び質疑応答により審査を行います。時間配分は、プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度を予定しています。

プレゼンテーションは、提出いただいた提案書に基づき説明を行っていただきます。追加資料の提出、資料の配付は認めません。

なお、評価点が満点の2分の1を超えないときは提案採用者としないものとします。

## ② 審査項目及び基準

11～13ページ「2次審査表」のとおり。

## 11 質問の受付及び回答

### (1) 受付方法

質問は、電子メールのみで受け付けます。

メール送信は、以下の要領でお願いします。

- ・件名：【中高生勉強会】公募に関する質問（団体または会社名）
- ・メール本文に質問内容を記載してください。

### (2) 受付先

「17 問い合わせ先（書類提出先、質問送付先）」を参照してください。

### (3) 受付期間

令和7年11月26日（水）から令和7年12月2日（火）17時まで

### (4) 回答方法

質問への回答は、令和7年12月5日（金）14時（予定）に板橋区ホームページで公開します。

なお、評価に関する質問については回答いたしません。

## 12 スケジュール

内 容	期 間 等
募集要項の配布 募集開始	令和7年11月26日（水）
質問受付期間	令和7年11月26日（水）から 令和7年12月2日（火）17時まで
質問に対する回答	令和7年12月5日（金）14時（予定） ※板橋区ホームページに公開
応募書類提出期限	令和7年12月10日（水）17時まで
1次審査結果通知	令和7年12月15日（月）までに通知

2次審査 (プレゼンテーション及び 質疑応答)	令和7年12月25日（木）
選定結果の通知・公表	令和8年1月14日（水）

### 13 プロポーザル方式結果の公表

2次審査終了後に、審査項目、審査基準、審査結果（順位、評価点等）及び評価点の内訳を公表します。また、提案採用者については、事業者名、提案価格も公表します。

### 14 予算措置について

本プロポーザル方式は、各年度の予算の成立（東京都板橋区議会で3月下旬議決予定）を前提として行うものであり、予算が成立しなかった場合は、契約締結を行わないことがあります。また、提案採用者決定後の見積金額に対し予算額に不足がある場合は、金額、仕様その他の契約内容について改めて協議をさせていただきます。

### 15 提案書等の情報公開について

プロポーザル方式への参加申込手続以降に、区に提出された書類については、東京都板橋区情報公開条例（以下「条例」といいます。）に基づき公文書公開請求（情報公開）の対象となります。条例第6条第1項各号に該当する事項以外は原則公開となることから、あらかじめ了承のうえ提出してください。

### 16 その他

受託者が個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び東京都板橋区個人情報保護法施行条例の規定に基づく個人情報の取り扱いに係る保護措置を講ずる必要があります。

### 17 問い合わせ先（書類提出先、質問送付先）

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区教育委員会事務局生涯学習課社会教育推進係

電話番号：03-3579-2633

E-mail : ky-gsuisin@city.itabashi.tokyo.jp

## 提出書類一覧

	件 名	様式	部 数
1	<b>板橋区中高生勉強会事業委託プロポーザル方式参加申込書</b> ※団体（会社）代表者印を押印してください。 ※記載する金額は、3年間の合計及び内訳金額（各年度ごとの金額）を記載してください。 ※提案金額は、変更できませんのでご注意ください。	様式1	1部
2	<b>提案書</b> ※原則A4サイズで作成し、横書き、文字サイズは原則12ポイントとし、ページ番号を付番してください。 ※両面・片面印刷、印刷方向等の指定はありませんが、本文は25ページ以内とします。 ※7・8ページ「提案書記載事項」にある記載項目をすべて（記載事項9は任意）、順番どおりに記載してください。 ※団体（会社）名が判るような表記（ロゴマーク等を含む）は、記述はしないでください。 ※正本にのみ表紙に団体（会社）名を明記してください。		正本1部 副本10部
3	<b>業務実績一覧表</b> 自治体における中学生・高校生を対象とする学習支援事業の受託実績（令和5年度から令和7年度）を記載してください。	様式2	1部
4	<b>団体（会社）概要書</b> ※団体（会社）のパンフレットがあれば添付してください。	様式3	1部
5	<b>貸借対照表（直近のもの）</b>		1部
6	<b>見積書</b> ※3年間の合計及び内訳金額（各年度ごとの金額）が確認できるかたちで作成してください。 ※提案内容に即した事業に係る経費につき、それぞれの内訳も記載してください。 ※人件費については、学習支援ボランティアを含め、内訳を明示してください。 ※副本には団体（会社）名が判る表記（ロゴマーク等を含む）をしないでください。		正本1部 副本10部
7	<b>履歴事項全部証明書</b>		1部

## 提案書記載項目

○記載項目は、全て下表の順番に従って記載し、項目ごとに1～9のインデックスを付けてください（9の提案がない場合は8まで）。

○作成にあたっては、A4判用紙を使用し、記載は横書き、文字サイズは原則12ポイントとします（表紙及び見出し、表・図などは適宜変更を可能とします）。本文は、25ページ以内とします。各ページの下部中央に全体をとおしたページ番号を付してください（表紙は除く）。

※文字の字体・色（カラー印刷可）は指定しませんが、読みやすさにご配慮ください。

※提案書において、団体（会社）名が判るような表記、記述は避けてください。

記載項目	内 容
1 基本姿勢	(1) 中学生・高校生年代の子どもとかかわり、支援することについての考え方、本事業での目標 (2) 多様なニーズをもつ中学生・高校生年代の子どもたちへの学習支援についての考え方 (3) 中学生・高校生年代の「居場所づくり」についての考え方
2 安全管理・個人情報保護	(1) 事業運営時のケガ防止、安全管理への配慮 (2) 事故、災害等発生時の対応方法 (3) 個人情報漏えい・紛失等事故防止を含む管理体制 ※プライバシーマークまたはこれに準ずる規格の取得の有無についても記載してください。 (4) 職員及びボランティアの意識啓発のための研修
3 実施・運営体制	(1) 本事業の運営体制 (2) 事業現場への支援・指導体制 (3) 本事業に従事予定職員の選定要件又は適性 ※従事者に必要な資質についての考え方をお示しください。 (4) 本事業に協力を得るボランティアの登録要件 (5) 安定した人員配置・確保（ボランティアを含む）の方法 (6) 職員等の育成・研修
4 学習支援の手法	(1) 本事業における学習支援の具体的な方法 ※以下のポイントを踏まえてご提案ください。 <ul style="list-style-type: none"><li>・個々の希望や学力に応じた学習支援</li><li>・学習習慣の定着や苦手科目の克服への支援</li><li>・継続参加や学習意欲の向上につながる工夫</li><li>・受験生に対する支援</li></ul> (2) 不登校の子どもへの配慮・学習支援 (3) 高校中退防止及び中退者への配慮・学習支援

	記載項目	内 容
5	相談しやすい環境づくりへの取り組み	(1) 気軽に相談しやすい雰囲気づくり (2) 課題を抱える中高生からの相談への対応 (3) 相談に応じる従事者への研修やサポート体制
6	居場所づくりへの取り組み	(1) 中高生の居場所となり得る環境づくり (2) 事業内の相互交流を促すための工夫
7	キャリア支援への取り組み	(1) 中高生の夢や意欲を育むキャリア支援 (2) 個々の事情などに配慮した支援 (3) 高校生の多様な進路選択を踏まえた支援
8	多様なニーズへの包括的対応	(1) 現代の中高生が抱える多様な困難と支援の手法 (2) すべての参加者が学習しやすく、居心地のよい環境づくり
9	その他の提案 (任意)	※1～8の項目で記載された以外に、貴団体の特色や強みを活かし、本事業の実施効果を高めるような提案(SNS等を活用した効果的な周知など)があれば、記載してください。

別表1（第7条関係）

**板橋区中高生勉強会事業委託事業者選定  
1次審査表(参加資格要件)**

**団体**

**【1次審査について】**

- 1 参加者が5者以内の場合は、1次審査は参加資格要件のみを審査し、6者以上の場合には、審査項目及び審査基準に基づいて採点を行い、評価点の高い者から5者を選定する。
- 2 書類選考の上位5者に、2次審査における提案説明（プレゼンテーション）を依頼する。
- 3 評価点が同点の者が複数いる場合は、審査項目のうち、重要項目順位の高い項目の得点が高い順に決定する。

**【「○」は満たしている、「×」は満たしていない】**

※ 1つでも「×」がある場合は、2次審査へは進めない

	東京都板橋区競争入札参加資格(東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格取得者)を有している。
	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない。
	東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱(平成17年3月31日区長決定)による指名停止を受けていない。
	参加者又はその役員等が以下の項目に該当しないこと。 ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。 イ 暴力団員等を雇用している。 ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
	提出された書類の記載事項に虚偽がない。
	提案金額が契約上限額の範囲内である。また、内訳金額についても上限額の範囲内である。

別表1（第7条関係）

## 1次審査表（審査項目及び審査基準）

## 団体

	審査項目	審査基準	評価対象	配点	得点
1	提案内容(概要) 【重要項目①】	区が求めている内容を理解し、実効性ある具体的な提案がされているか。 ○基本姿勢 ○学習支援の手法 ○相談しやすい環境づくりへの取り組み ○居場所づくりへの取り組み ○多様なニーズへの包括的取り組み	提案書	25 (5×5)	
2	業務実績 【重要項目②】	過去3年間（令和5年度から7年度）に自治体から中学生・高校生対象の学習支援事業の受託実績（单一年度に6か月以上継続実施のもの）が豊富にあるか。 <b>【業務実績の評価】</b> ○15件以上 ..... 15点 ○11～14件 ..... 10点 ○6～10件 ..... 5点 ○1～5件 ..... 3点 ○なし ..... 0点	業務実績一覧表	15	
3	財務状況	【自己資本比率】※小数点以下切り捨て 5点：20%以上 3点：10%以上20%未満 0点：10%未満	団体 (会社) 概要書	5	
4	参加者の拠点 所在地	【本社（店）または事務所の所在地】 5点：営業拠点である本社（店）が板橋区内にある 3点：営業拠点である支社（店）が板橋区内にある 0点：営業拠点である本社（店）・支社（店）ともに板橋区外	団体 (会社) 概要書	5	
評価点合計				50	

※ 重要項目順位は ① &gt; ② とする。

※ 評価点が同点の場合、重要項目順位が高い項目の得点が高い順に決定する。

※ 審査基準に配点が明記されていないものは下記の配点表による。

## 【配点表】

5点	大変優れている
4点	優れている
3点	普通
2点	やや劣る
1点	劣る

別表2（第8条関係）

## 板橋区中高生勉強会事業委託事業者選定 2次審査表【プレゼンテーション】

団体		選定委員氏名		
審査項目及び審査基準（評価点が同点の場合は重要項目の評価点が高い者を上位とする）				
No.	審査項目	審査基準	配点	得点
1 提案内容 【①重要項目】		ア 基本姿勢 ・中高生年代への理解や配慮があり、本事業の趣旨に合致するものであるか。 ・中高生年代の子どもたちを支援することへの熱意や意欲があるか。	/ 5 点	点 (配点×3)
		イ 安全管理・個人情報保護 ・安全管理について充分な認識があり、適切な対応が期待できるか。 ・個人情報の保護について、充分な認識があり、具体的な対策があるか。	/ 5 点	
		ウ 実施・運営体制 ・適正な人員配置により、滞りなく業務を履行できる実施体制であるか。 ・学習支援や中高生への対応にふさわしい人材の確保や育成が期待できるか。 ・従事者（学習支援ボランティアを含む）の確保について、実効性のある提案であるか。	/ 5 点	
		エ 学習支援の手法 ・個々の参加者の希望や学力に合わせた学習支援について実効性のある提案であるか。 ・配慮を要する参加者に充分な対応が期待できるか。	/ 5 点	
		オ 相談しやすい環境づくりへの取り組み ・気軽に相談できる関係性を築くための具体的な取り組みが期待できるか。 ・相談内容に応じて、適切に対応できるよう現場の従事者への情報提供や研修・指導、その他の実行性ある手法や支援体制等があるか。	/ 5 点	
		カ 居場所づくりへの取り組み ・事業の趣旨を踏まえた居場所づくりへの認識があり、そのための環境醸成が期待できるか。 ・交流を促す具体的な提案があるか。	/ 5 点	
		キ キャリア支援への取り組み ・具体的で実効性のある提案であるか。 ・個々の事情や高校生年代の多様な進路選択をふまえた適切な支援が期待できるか。	/ 5 点	
		ク 多様なニーズへの包括的対応 ・中高生が抱える多様な困難に対する認識と必要な対策が明示されているか。 ・特定の層への偏りなく、すべての参加者に公平な支援を行うことが期待できるか。	/ 5 点	

2	魅力ある提案 【②重要項目】	妥当性があり、かつ区の提案依頼を上回る、有効な提案があるか。	/ 5 点	点 (配点 × 3)
3	受託実績 【③重要項目】	令和5年度～令和7年度に自治体から、中学生・高校生対象の学習支援事業（單一年度に6か月以上継続実施のもの）を受託した実績 (事務局により事前に点数記入)	/ 5 点	点 (配点 × 2)
4	提案金額	提案金額が妥当であるか（下記参照）。 (事務局により事前に点数を記入)	/ 3 点	点
5	区内事業者	会社（法人）の所在地が区内の事業者であるか。（事務局により事前に点数を記入）	/ 2 点	点 (加点項目)
評価点		満点は150点		

#### ＜重要項目順位＞

① > ② > ③ の順とする。

#### ＜評価・配点について＞

##### No. 1 提案内容（ア～ク）、No. 2 魅力ある提案

評価	配点	評価基準
特に良い	5点	区の提示した要件を満たし、かつ特に優れている。
良い	4点	区の提示した要件を満たし、かつ優れている。
普通	3点	区の提示した要件を満たしている。
やや劣る	2点	区の提示した要件をある程度満たしている。
劣る	1点	区の提示した要件を満たしていない。

##### No. 3 受託実績

受託実績	配点
15件以上	5点
10件以上	4点
5件以上	3点
2件以上	2点
1件	1点
なし	0点

##### No. 4 提案金額

契約上限額との差	配点
20%以上	3点
10%以上 20%未満	2点
5%以上 10%未満	1点
上限額の 5%未満	0点
金額に妥当性なし	

## No. 5 区内事業者

区内事業者育成の配慮として、本部（社）が区内にある場合は「2点」、支部（社）が区内にある場合は「1点」を加点する。

＜得点について＞

得点=No.1「提案内容」+No.2「魅力」+No.3「受託実績」+No.4「金額」+No.5「区内事業者」

(× 3)            (× 3)            (× 2)            (× 1)            (× 1)